

今月の相談事例（平成29年3月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

改正個人情報保護法が5月30日から全面施行されると聞きましたが、事業所は皆、この法の適用を受けるのでしょうか？適用を受ける場合、どんなことをしなくてはならないのでしょうか？御社では、どのような対応を講じていますか？

【アドバイス】

改正個人情報保護法が、平成29年5月30日に全面施行されることになりました。主な改正点を以下の通りです。

① 「個人情報保護法が適用となる事業者の拡大」

これまでは保有する個人情報が5,000人分以下の小規模事業者は個人情報保護法の適用対象外でしたが、改正により5,000人分以下の取扱業者も適用対象となり、顧客や従業員の個人情報をデータベース化している等ほぼ全ての事業者が対象となります。

② 個人情報の定義の明確化

【個人別符号の定義を新設】そもそも「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもとなるものを含む）を言います。改正によりその情報単体でも個人情報に該当することとした「個人識別符号」の定義が設けられました。具体的には以下の通りとなります。

1. 特定の個人の身体的特徴等をデータ化した情報など
DNA、顔、瞳、声、歩行、手指の静脈、指紋など、生体認証に利用可能な符号
2. 個人に割り当てられた文字、番号等の符号
旅券番号、基礎年金番号、運転免許番号、住民票コード、個人番号、健康保険等の被保険者証の保険番号、雇用保険の被保険者番号、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号

【要配慮個人情報の規定を新設】要配慮個人情報は、原則として、事前に本人の同意を得た上で取得する必要があります。法律上、「要配慮個人情報」としては以下のものが定められています。

要配慮個人情報	意義
人種	人種、民族的又は種族的な出身を意味し、「アイヌ人」、「在日韓国・韓国人」のような情報。単なる国籍は「人種」には該当しない。
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位。単なる職業的地位は該当しない。
病歴	病気に罹患した経歴。
犯罪の経歴	いわゆる前科（有罪判決を受けこれが確定した事実）が該当します。
犯罪により害を被った事実	身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、一定の犯罪の被害を受けた事実。
その他、政令で定める記述等が含まれる個人情報	1 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）またはその他の心身の機能の障害があること。 2 健康診断等の結果。 3 本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 4 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 5 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分等の手続が行われたこと。

③ 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報とは特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、復元できないようにした情報を指します。個人情報の取扱よりも緩やかな規律の下、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用を促進し、自由な流通ができるように新設されました。

④ 第三者提供に係る確認・記録義務

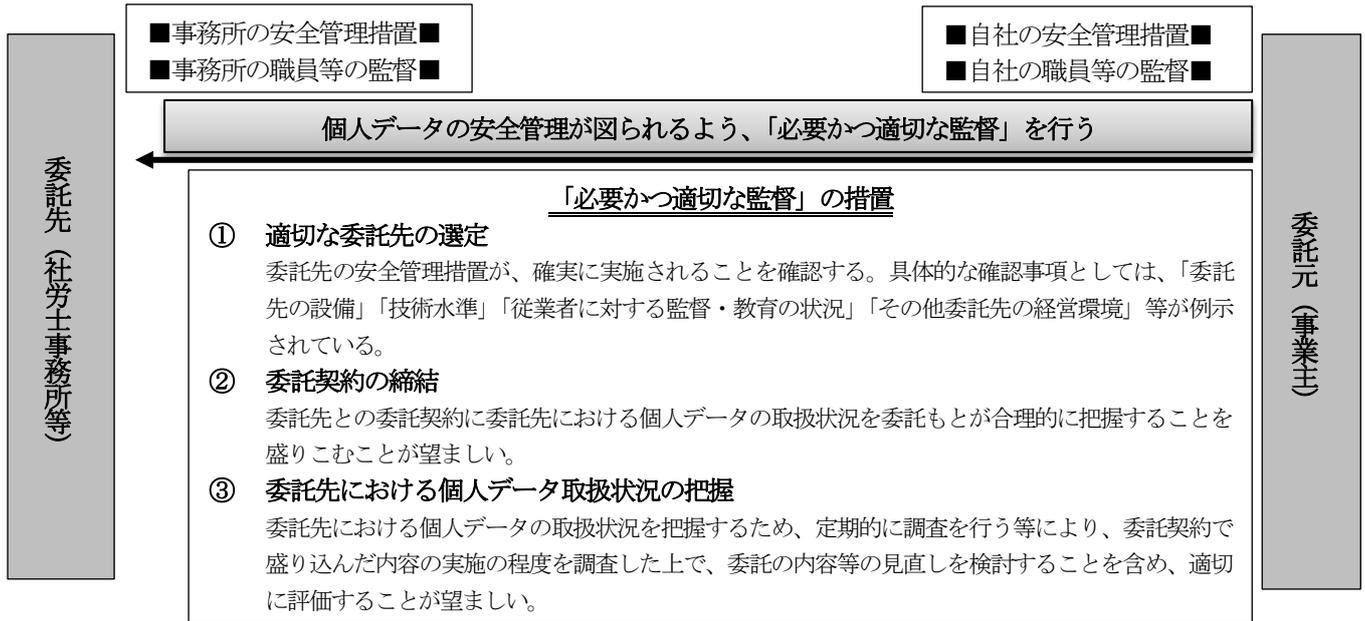
いわゆる名簿屋対策として第三者へ個人データを授受した際に記録を作成し、一定期間保管することが義務付けられました。

- 【提供する場合】
1. 個人データを提供した年月日
 2. 当該第三者の氏名又は名称その他、当該第三者を特定出来る事項
 3. 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事
 4. 当該個人データの事項 等

- 【提供される場合】
1. 当該第三者の氏名及び住所等
 2. 当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認
 3. 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

4. 当該個人データの項目 等

社労士事務所等へ業務を委託している場合は、利用目的の達成に必要な範囲内においての個人データの提供には上記の記録義務は生じず、本人の同意も不要です。(個人情報保護法第23条第5項第1号関係の「委託」に該当)しかし、以下のような措置が必要となります。



【当事務所での個人情報の取扱対策抜粋】・・・各社も同様の対応が求められます。

➤ SRPⅡ認証の取得

SRPⅡとは、社会保険労務士事務所が特定個人情報及び個人情報を適切に取り扱っていることを、厚生労働大臣の認可を受けた法定団体である全国社会保険労務士会連合会が公的に認証する社会保険労務士独自の個人情報保護事務所評価制度です。

■物理的対策■

➤ 事務所等の物理的対策

- ・ 事務所の出入口における来訪者の入室の制限を行っており、関係者以外立ち入りが出来ない。
- ・ 来客スペースと取扱区域を壁や間仕切り等で物理的に分離し、取扱区域へ関係者以外の入室を制限している。

➤ 管理区域の物理的対策

- ・ 特定個人情報ファイルは外部のクラウドサーバーに格納して、管理区域を執務室内に残さないようにしている。
- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等に固定している。
- ・ 管理区域へ入退室の記録をとっている。また、持ち込む機器等を制限している。

➤ 特定個人情報等の管理

- ・ 申請書及び届出書等の紙媒体、入手電子媒体、提出電子媒体で保管が必要ない物は、施錠可能なキャビネット、金庫等に保管する。
- ・ 業務終了時には特定個人情報等を取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定している。
- ・ パスワード付スクリーンセーバーを利用し、長時間の離席時には、PCの電源はオフにしている。
- ・ 漏水、火災、停電、地震による倒壊等からの物理的な保護(転倒防止や無停電装置)を行っている。
- ・ 人的確認と入室記録の保管
- ・ 「お客様はここから立入禁止」の表示

■技術的対策■

➤ アクセス者の識別と認証

- ・ 複雑なパスワードの設定、IDやパスワードの使いまわし禁止。

➤ 外部からの不正アクセス等の防止

- ・ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入している。
- ・ 事務所で許可されたソフトウェア以外はダウンロードしていない。
- ・ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態としている。

■従業者に対する教育・啓発■

- ・ 事務所の職員全員に特定及び個人情報保護並びに情報セキュリティに関する研修を毎年1回以上行い、意識啓発を行っている。
- ・ 職員に対して個人情報保護にかかる誓約書を提出させ、セキュリティ研修の実施を確認している。
- ・ 事務所以外での業務を原則禁じている。

(この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する)